

広げよう 地域に根ざした思いやり

あなたの地区の「民生委員・児童委員」がお手伝いします

民生委員・児童委員（民生児童委員）は、生活に困っているかたや体の不自由なかたからの悩みごとの相談を受けたり、町や民間の福祉サービスに関する情報を提供したりするほか、地域の福祉でも中心的な役割を担っています。

その活動内容の一端をご紹介します。



~あなたのまちづくり活動を応援します~

平成27年度

「元気なまちづくり活動事業」を

大募集します



ピアノに合わせ、親子でスキニンシップ。子育てサポートー主催の「リトミック」

- ◎昨年度の実施事業
 - 団体名／アートのたからばこ「こどもアートフェスティバル2014」
 - 団体名／慈愛表彰委員会 「金ヶ瀬小・中学校に新刊図書のプレゼント・読書好きな子どもを育てる運動の推進」
 - 団体名／大河原子育てサポートー「笑」「リトミック」

- ◆ 対象経費 活動に必要な「材料・資材費」「消耗品」「印刷代」「講師・出演者の謝礼」「会場使用料」など。団体の恒常的な維持・運営に要する経費やスタッフの人物費などは対象外
- ◆ 必要書類 申請書、団体の概要調書、活動計画書、収支予算書などを提出
- ◆ 審査と決定 町の選考委員会で審査と選考を行い、補助金を交付する「まちづくり活動事業」を決定

～応募手続～
◇募集期間：5月7日㈭～29日㈮
◇募集要項・申請書
町役場企画財政課で配布するほか、町のホームページからダウンロードできます。
◇審査：6月上旬頃（予定）
◇申請受付・問合先
企画財政課 ☎ 53-2112
Eメール：kikaku@town.ogawara.mi.yagi.jp

「元気なまちづくり活動支援補助金交付制度」は、町民の皆さんの自主的な「まちづくり活動」の必要経費の一部を助成することにより、協働のまちづくりを推進するための制度です。まちを盛り上げるような元気とオリジナリティあふれる事業の応募をお待ちしています。

募集の内容・応募方法

◆ 対象グループ

町内で活動する5人以上で構成される住民グループやボランティア団体など

◆ 対象活動

町内で自主的に実施される事業で、特定の人の利益につながらない公益的な活動

◆ 支援内容

活動に要する必要経費の一部に補助金を交付（補助対象経費の4分の3以内で限度額10万円）

◆ 選考基準

①多くの町民の利益などにつながるか

②活動計画に創意工夫がされているか

③計画や経費の妥当性など

- ◆ 活動報告 活動終了後1か月以内に「活動実績報告書」を提出する
- ◆ 対象活動 活動に要する必要経費の一部に補助金を交付（補助対象経費の4分の3以内で限度額10万円）
- ◆ 選考基準
 - ①多くの町民の利益などにつながるか
 - ②活動計画に創意工夫がされているか
 - ③計画や経費の妥当性など

東日本大震災を始めとする自然災害、また孤独死や虐待などの痛ましい事例が相次ぐ現代社会では、地域のつながりをより強いものにしていくことが求められています。

そこで、大河原町民生委員・児童委員議会（町民児童協）では、安全で安心な福祉のまちづくりのため、町役場や町社会福祉協議会を始め関係機関と連携して、さまざまな取り組みを推進しています。

- ②担当地区内の見守り・相談支援
- ③通学路（下校時パトロールを含む）・児童遊園などの点検・改善などの具申
- ④児童センターなどの交流支援
- ⑤高齢者救急安心カード事業
- ⑥新生児あつたか事業（ピックスタート・社会福祉協議会と共に）
- ⑦生き生き交流会への協力（70歳以上の一人暮らしの方）
- ⑧避難行動要支援制度の調査協力
- ⑨地域安全アドバイザーへの協力（警察）
- ⑩各種調査への協力（就学援助など）
- ⑪各種運動への協力（社会を明るくする運動・共同募金など）

ご存知ですか？

民生児童委員は地域の身近な相談相手です

「心配ごと、悩みごと、ひとりで抱えていませんか？」
例えば、要らない物を買わされてしまった、不思議な電話が入るなど…。

民生児童委員は、地域住民の一員として皆さんと同じ町で生活しながら、みんなの立場に立って心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをし

ています。

民生児童委員には守秘義務があり、秘密を守ること

が法律で義務付けられています。安心してご相談ください。

地区ごとに担当の委員がいるので、連絡先など詳しいことは大河原町社会福祉協議会（☎ 53-1029）または町健康福祉課（☎ 53-1215）までお問い合わせください。



※民生委員・児童委員の日は、昭和52(1977)年、全国民生委員児童委員協議会（当時）が、大正6(1917)年5月12日に民生委員制度の源といわれる岡山県済世顧問制度設置規定が公布されたことにならみ定めました。

5月12日㈫は

「民生委員・児童委員の日」

は、民生児童委員やその活動についてより一層の理解促進と周知を図るため、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」と定めています。